

全ト協発第606号(環)
令和4年3月31日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 坂本 克己



「自動車事故報告書等の取扱要領」の一部改正について

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続できなくなった事故においては「自動車事故報告書等の取扱要領」により報告するよう指導されていますが、睡眠時無呼吸症候群が原因と疑われる事故について、報告がされていない状況です。

このような状況を鑑み、今般、睡眠時無呼吸症候群が疑われる居眠り運転、漫然運転を伴う事故が発生した場合、自動車事故報告書に疾病名を明記し報告するよう、国土交通省自動車局長より、別添のとおり「自動車事故報告書等の取扱要領」の一部改正について通達が発出されました。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ、傘下の会員事業者に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

(本件に関する問い合わせ先)

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019

国自安第181号の3
国自整第296号の3
令和4年3月23日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局長

「自動車事故報告書等の取扱要領」の一部改正について

運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続できなくなった事故にあっては、これまでも「自動車事故報告書等の取扱要領」（平成元年3月29日付け、地車第44号、地備第57号）により報告するよう指導しているところであるが、睡眠時無呼吸症候群が原因と疑われる事故について、報告がされていないという課題がある。睡眠時無呼吸症候群が疑われる居眠り運転、漫然運転を伴う事故の報告を明示するため、同要領を改正したので、令和4年4月1日以降は改正後の同要領に基づき報告されるよう貴会傘下会員に周知されたい。

なお、本改正については、各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対しても通知していることを申し添える。

国自安第181号の2
国自整第296号の2
令和4年3月23日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

「自動車事故報告書等の取扱要領」の一部改正について

運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続できなくなった事故にあっては、これまでも「自動車事故報告書等の取扱要領」（平成元年3月29日付け、地車第44号、地備第57号）により報告するよう指導しているところであるが、睡眠時無呼吸症候群が原因と疑われる事故について、報告がされていないという課題がある。睡眠時無呼吸症候群が疑われる居眠り運転、漫然運転を伴う事故の報告を明示するため、同要領を改正したので、今後はこれにより取り扱われたい。

なお、本改正については、関係団体あてにも通知していることを申し添える。